日銀業第397号20日4年9月20日

国債振替決済制度参加者 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振替等に関する 細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、株式会社証券保管振替機構の提供する統合Webシステムの刷新に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年9月24日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行が外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振替等に関する 細則」中一部改正

○ 第2章第3節1. (2) ロ. を横線のとおり改める。

## ロ. みなし項目

受入先参加者が送信した決済指図データにおいて、次表左欄に掲げる項目については、その入力内容にかかわらず、それぞれ同表右欄に掲げる内容が入力されたものとみなします。ただし、「受渡決済金額」の項目については、誤差一致 (注 1) であり、かつ、受入先参加者から特に連絡を受けていない場合に限り、同表右欄に掲げる内容が入力されたものとみなします。

項目名	内容
受渡 <u>決済</u> 金額	日本銀行が送信した決済指図データ
	の「 <u>受渡決済</u> 金額」の項目の入力内
	容
ſ	
略 (不変)	
ſ	

(注1)日本銀行が送信した決済指図データおよび当該決済指図データとペアリングされている決済指図データについて、決済照合結果が照合一致実行不可(決済照合システムの画面名「決済照合結果明細【非居住者取引】」の「決済照合結果」の項目において、「照合一致実行不可」の文言が含まれる文言が表示されている状態をいいます。以下同じです。)または照合一致(決済照合システムの画面名「決済照合結果明細【非居住者取引】」の「決済照合結果」の項目において、「照合一致」の文言が含まれる文言が表示されてい

る状態(「照合一致実行不可」の文言が含まれる文言が表示されている状態を除きます。)をいいます。以下同じです。)であり、かつ、「受渡決済金額」の項目に入力されている金額の差が0円を超え100円以下である状態をいいます。以下同じです。

- (注2) 受入先参加者が送信した決済指図データの「取引種別」の項目の入力内容が「アゲインスト・受け」である場合に限り、それぞれ右欄に掲げる内容が入力されたものとみなします。
- 第2章第3節1. (4) イ. (ロ) (注2) を横線のとおり改める。
  - (注2) ただし、受入先参加者が送信した決済指図データの「<u>受渡決済</u>金額」の項目の入力内容を日本銀行が送信した決済指図データの「<u>受渡決済</u>金額」の項目の入力内容に修正するときは、連絡は不要です。
- 第2章第3節1. (5) ロ. (イ) および(ロ) を横線のとおり改める。
  - (イ) 照合一致または照合一致実行不可

外国中央銀行等から資金受渡金額の修正にかかる通知を受けておらず、かつ、 受入先参加者から特に連絡を受けていないときに限り、照合手段の移行時点に おいて「受渡決済金額」の項目に入力されている金額の差が0円を超えている ときであっても、同時点において日本銀行が送信した決済指図データの当該項 目に入力されている金額で照合が一致したとみなします。

## (口) (イ) 以外

照合手段の移行時点において「受渡決済金額」の項目に入力されている金額の差が0円を超え100円以下であるか否かにかかわらず、電話による照合の際に、外国中央銀行等から受けた振替の申請において示されている資金受渡金額と受入先参加者から連絡を受ける資金受渡金額が一致する必要があります。

- 第2章第3節2. (4) イ. (ロ) (注3) を横線のとおり改める。
  - (注3) ただし、払出先参加者が送信した決済指図データの「<del>受渡</del>決済金額」の項目の入力内容を日本銀行が送信した決済指図データの「<del>受渡</del>決済金額」の項目の入力内容に修正するとき(誤差一致であるときを除きます。)は、連絡は不要です。なお、誤差一致であるときに、当該項目の入力内容を修正するときは、連絡が必要です。
- 第2章第3節2. (5) イ. (ロ) a. およびb. を横線のとおり改める。
  - a. 照合一致または照合一致実行不可

照合手段の移行時点において払出先参加者が送信した決済指図データの「受渡決済金額」の項目に入力されている金額から資金受渡金額を変更する必要があると判明したときおよび日本銀行から同金額について確認を受けたときを除き、照合手段の移行時点において当該項目に入力されている金額の差が0円を超えているときであっても、同時点において払出先参加者が送信した決済指図データの当該項目に入力されている金額で照合が一致したとして取扱ってください。

## b. a. 以外

照合手段の移行時点において「受渡決済金額」の項目に入力されている金額の差が0円を超え100円以下であるか否かにかかわらず、電話による照合の際に、外国中央銀行等から受けた引落の依頼において示されている資金受渡金額と払出先参加者から連絡を受ける資金受渡金額が一致する必要があります。

○ 第2章第3節3. (2) ロ. (注)を横線のとおり改める。

- (注)決済照合システムの画面名「決済照合結果明細【非居住者<u>取引</u>】」の「決済 照合結果」の項目において、「決済指図相手未登録(自社実行不可)」また は「決済指図相手未登録(自社実行可)」の文言が表示されている状態をい います。
- 〇 (参考1)、(参考2)、(参考3)および(参考4)中、「受渡日」とあるのは「決済日」と、「受渡金額」とあるのは「決済金額」と改める。